

消 防 計 画

(目的)

第 1 条 この計画は、消防法第 8 条第 1 項にもとづき (以下、) における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第 2 条 この計画は、 に勤務し、出入りしまたは居住するすべての者に適用する。

(防火管理者の権限及び業務)

第 3 条 防火管理者は、 とし、この計画についての一切の権限を有するとともに、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の検討及び変更並びに消防署への届け出
- (2) 消火、通報及び避難誘導の訓練の実施
- (3) 建築物、火気使用設備器具等の検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 消防機関との連絡
- (7) その他、防火管理上必要な業務

(火災予防上の遵守事項)

第 4 条 火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認すること。
- (2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておくこと。
- (3) 終業時には、灰皿、吸がらの後始末を完全にすること。
- (4) 廊下、階段、通路、出入口その他の避難のために使用する施設には避難の妨害となる設備を設け、または物品を置かないこと。また、避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるようにしておくこと。
- (5) で工事を行う者は、火気管理等について防火管理者の指示を受けて行うこと。

(消防署への報告、連絡)

第 5 条 防火管理者は、次の業務について、消防署への報告、届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出
- (2) 建物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
- (3) 消防設備等の点検結果の報告

- (4) 消防設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請
- (5) 教育訓練指導の要請
- (6) その他法令に基づく報告及び防火管理についての必要事項

(火災等の予防組織)

第6条 火災予防及び地震時等出火防止を図るため、防火管理者のもとに防火担当責任者及び火気責任者をおくものとする。

(火気責任者の業務)

第7条 火気責任者は次の業務を行うものとする。

- (1) 担当部署内の火気管理
- (2) 担当部署内の建物、火気使用設備器具、電気設備、消防設備等の日常の維持管理に努めること。

(火気使用制限)

第8条 防火管理者は次の事項について、指定又は制限するものとする。

- (1) 喫煙禁止場所の指定
- (2) 火気使用設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
- (3) 工事の火気使用の制限及び立会い
- (4) 火災警報発令時の火気使用の禁止または制限

(臨時の火気使用)

第9条 次の事項を行おうとする者は、防火管理者に事前に連絡し、承認を得るものとする。

- (1) 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更したとき
- (3) 催し物の開催及びその会場で火気を使用するとき
- (4) 改装、模様替え等を行うとき

(火気等の使用時の遵守事項)

第10条 火気を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ガスこんろ、電熱器等の火気使用設備器具等は指定された場所以外では使用してはならないこと。
- (2) 火気使用器具設備等は使用する前に、必ず器具等を点検してから使用すること。
- (3) 火気使用設備器具等は使用后、必ず点検し、安全を確認すること。
- (4) 喫煙は指定された場所で行うこと。
- (5) 退庁時には、灰皿は指定する場所に集めること。

(施設に対する遵守事項)

第11条 避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければ

ばならない。

(1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他避難に使用する施設

ア 避難の障害となる設備及び物品を置かないこと

イ 床面は避難に際しつまづき、すべり等を生じないように維持すること

(2) 火災が発生したとき、延焼防止又は有効に消防活動を確保するための防火設備

ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

イ 防火戸に近接して延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。

(消防用設備等の点検)

第12条 建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため法令に定める点検要領にもとづき、次により点検するものとする。

(1) 機器点検 6ヶ月ごと

(2) 総合点検 1年ごと

2 前項にもとづき行った点検の結果は、消防用設備等維持台帳に記録しておくものとする。

3 消防用設備等の点検結果は、年に1回消防署長に報告するものとする。

(建築等の自主検査)

第13条 防火管理者は建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等において、年2回以上検査を実施するものとする。

(不備欠陥等の整備)

第14条 防火管理者は、建物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、速やかに改修するよう必要な措置を講じるものとする。

(自衛消防活動)

第15条 火災、地震その他の災害の発生時には、別表1に定める自衛消防組織の任務分担にもとづき積極的に行動するものとする。

(地震対策)

第16条 地震時の災害の発生を予防するため、物件の倒壊、転倒、落下防止の措置を講じるとともに、火気の使用設備器具は、耐震自動消火の措置を講じたものを使用するものとする。

2 地震発生時は、規模の大小にかかわらず、すべての火気使用箇所を点検、確認するとともに、万一、火災が発生した場合には、当計画に定める自衛消防隊は迅速に消火、通報連絡及び避難誘導を行うものとする。

(防災教育訓練の実施)

第17条 防火管理者は、従業員に対し適宜防災教育を実施するとともに年2回以上消火通報、避難の訓練を実施し従業員、居住者は積極的にこれに参加するものとする。
なお、訓練を実施する場合は、消防署に連絡するものとする。

付 則

この消防計画は、令和 年 月 日から運用する。

有事の心得

- 1 火災を発見したものは、大声で「火事」と呼称し、全館に知らせる。
- 2 119番通報を行う場合の要領は、「鹿児島市」
という目標を明確に伝える。
- 3 避難場所は、「」とし、消防隊到着後は全員この場所に集合する。

別表 1 自衛消防組織編成表

自 衛 消 防 隊 長	指揮係	◎ 隊長を補佐し、指揮にあたる。	()
	通報連絡係	◎ 119番への通報、消防隊への情報提供にあたる。	()
	消火係	◎ 消火設備器具を用いて消火活動にあたる。	()
	避難誘導	◎ 避難の誘導にあたる。	()

夜間、休日等の防火管理体制

自 衛 消 防 隊 長	勤務者		担 当	委託担当
	(名)	119番通報	()	()
		消 火	()	()
		避 難 誘 導	()	()

別表 2 予防管理組織表

任務分担	
防 火 管 理 者	吸がらストーブ等の火気管理 ()
	火気使用設備器具の管理 ()
	電気設備器具の安全確認 ()
	消防用設備等の管理 ()
	避難設備、危険物施設の管理 ()
	地震時の出火防止 ()
	その他火災予防上必要な事項 ()